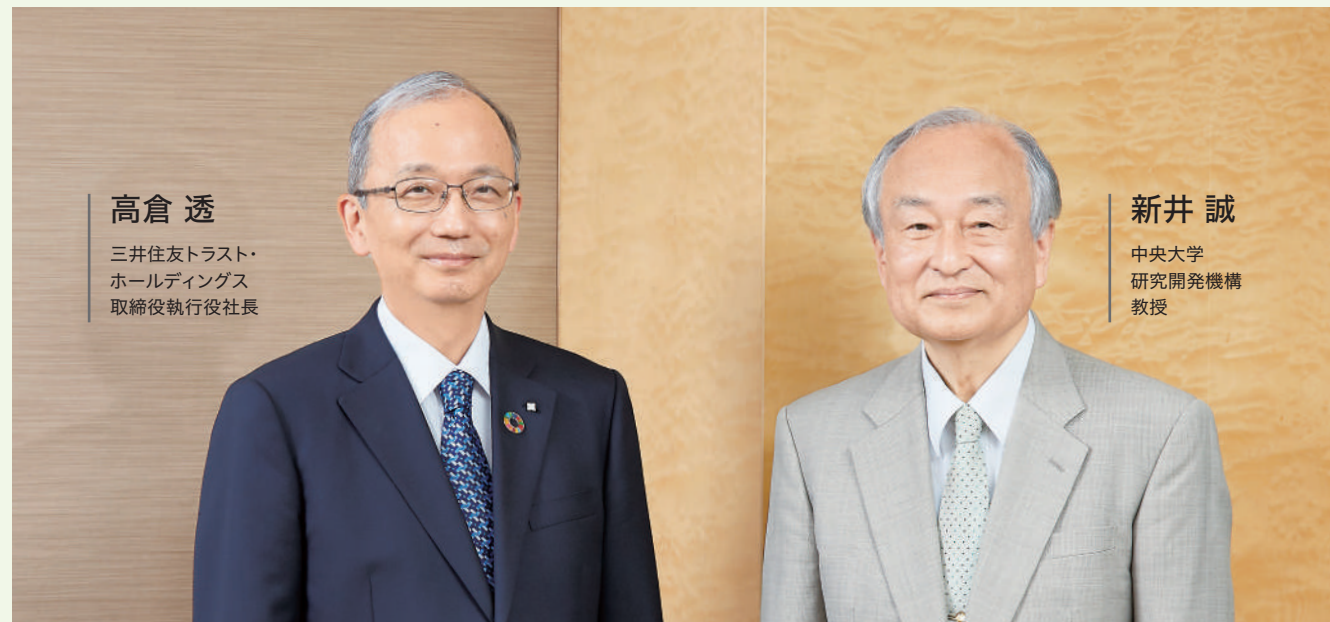


特別対談

信託の力が切り拓く未来

2022年は、信託法・信託業法が制定された1922年から100年という節目の年に当たります。
民法・信託法を専門とされる中央大学研究開発機構 新井誠教授をお招きし、対談を実施しました。



高倉 透

三井住友トラスト・ホールディングス
取締役執行役社長

新井 誠

中央大学
研究開発機構
教授

信託法・信託業法制定100年を振り返って

新井 今年2022年は、信託法・信託業法が制定されて100年を迎えました。

大正時代、約500社の信託会社が存在していましたが、信託の名の下に、不動産仲介、高利貸、投資等、種々雑多な営業活動が行われており、「信託」とは程遠い業務を行う業者も多くいました。そのようななか、信託業界の混乱を是正する目的で、信託概念や法的スキームを明確化する基本法としての「信託法」と業界を規制する「信託業法」が定められました。また、信託会社を銀行と合併させ、その経営基盤を安定させることを目的とした兼営法が1943年に立法化されました。

その後、戦後の復興と主要産業への安定資金を供給し高度成長を支えた貸付信託、企業年金、土地信託、資産流動化等の分野を中心に、信託は活用されてきました。そのようななか、旧信託二法の制定から80年を経て改正に至り、2004年に改正信託業法が、2007年に改正信託法が施行されました。

日本は大陸法系の法制度ですが、アプローチが異なる英米法系を取り入れたところに日本の信託の特徴があり、画期的です。明文化できないところでフェアに判断していく場合、判例の積み上げにより体系的に解決していく英米法と、個別に制定法により解決していく大陸法の両方を学んだのが日本であり、日本の信託実務です。

高倉 歴史を振り返ってみると、私が昭和59年に住友信託銀行に入社した頃は、貸付信託が主力商品であり、個人のお客さまからお預かりしたご資金を、重厚長大と言わ

れる国内の主要産業の設備投資に回すことで、戦後日本の高度経済成長に貢献しました。

また、動産信託の1つである、車両信託が活用されており、電車や地下鉄に乗ると信託財産であることがはっきりと分かる信託銀行のネームプレートを付けた車両が数多く走っていたのを覚えています。

新井 元来、信託は、第三者のために財産を預かり、管理する仕組みですが、日本の信託実務、精神が優れていたというエピソードがあります。第二次世界大戦中に、日本にあったアメリカの財産を日本が敵産管理し、戦後、アメリカに返却した際に、日本の管理方法を見てアメリカが賞賛したという話です。まさに、信託の精神を体現した例です。



高倉 当社の社史にも、戦時体制期に当社の人材を政府の要請により敵国財産調査のために南方ジャワ島に派遣し、賞賛を博したという話が載っています。どちらも、信託会社の財産管理能力が高く評価されたという例だと思います。現行信託法では、民事信託と商事信託を併存させているところに特徴があると理解していますが、100年の歴史を経て、今また財産管理という信託の有用性に回帰しているように感じます。

信託が社会にもたらす価値

新井 信託法・信託業法、信託二法の改正と歴史を振り返ると、信託は、時代の節目において社会の原動力になるような勢いがありました。

高倉 確かに、信託は、時代とともに変わる社会やお客さまのニーズやお悩みに対し、形やスキームを柔軟に変え

ながら商品・サービスとして提供してきました。

今の時代においては、超高齢社会、気候変動、デジタル化といった社会課題がありますが、これら課題の解決にも信託は欠かせないと考えます。

たとえば、現在、団塊世代の方は75歳前後を迎えており、これからの10年、15年の間にさまざまな具体的な悩みが顕在化し、その対応が必要となってきます。ご自身での判断が十分可能な間に、ご自身がお亡くなりになった後のことまで含めた考えをお伺いし、資金計画から相続による次世代へのバトンタッチの方法などについて、お客さまの意向に沿って実行します。このような信託の機能を生かした継続的な商品・サービスの提供にしっかり取り組んでいくことは、信託銀行としての重要な役割だと認識しております。

当社では、超高齢社会に対応する、認知症に備えた「＜100年パスポート＞」、相続や財産管理だけでなく、死後事務についてもお客さまの意思をお預かりする「おひとりさま信託」や遺言信託といった幅広い商品ラインアップによりサポートを行っています。また、民事信託においても積極的に受託者である家族を支援しています。高齢化が進めば、これからますますニーズが増えてくると考えています。

デジタル化については、お客さまの利便性の向上には欠かせないと考えていますが、信託とデジタルを組み合わせることで、新しい商品を生み出すこともできます。たとえば、当社では、森林資源を適切に管理するために森林信託を受託しています。これは、ドローンを使ったレーザーセンシングという最新の森林測量技術がなければ実現が難しかったものです。従前からある信託の仕組みと最新のデジタル技術を組み合わせることで新たな価値を創出していけるのではないかと考えます。

また、気候変動については、2050年までに脱炭素化を実現するためには、グローバルで巨額な資金が必要となります。もちろん当社がお客さまに資金を提供する場合もありますが、巨額の資金ニーズに対応するためには、投資家の資金を呼び込むことが必要となってきます。信託を使うことで投資家の方々に投資してもらいやすいようなスキームに仕立てることもできます。信託の機能を活用することで、資金を必要とするお客さまと資金の運用ニーズのある投資家をつなぐことができます。

新井 信託は、社会のニーズや変化に合わせて変遷していくという機能を兼ね備えているという社会にとって有用

な仕組みであると言えます。世の中が大きく変わるときこそ信託の力を発揮できる場面だと考えます。

高倉 不確実で変化の早い今の世の中において、この信託の有用性が発揮される場面がますます増えてきています。考え方や置かれた立場の異なる人たちに対しても、時代に合った気配りをすることで社会が安定していくと考えますので、信託の機能を使って社会の安定にも貢献していきたいと考えます。

信託が切り拓く未来

新井 今までお話ししてきたように、信託は新しい時代の転換点において、社会を動かす推進力になってきました。これからの信託はどこに力を割いていくべきであると考えますか。

高倉 当社は、当グループの企業活動が経済・社会・環境に与える影響を「インパクトマテリアリティ」として特定しています。その中で、先ほどもお話しした、「人口減少・超高齢社会問題」、「気候変動」、「技術革新（デジタル・イノベーション）」といったテーマに取り組んでいます。

一方、今まで私たちが培ってきたナレッジ、ノウハウ、人材だけでこれらのテーマに対処できるかと言うと、必ずしもそうではなく、新しい技術や知見を持った人にチャレンジしてもらうことができるようなフィールドも作っています。

たとえば、メーカーの研究所等に在籍していた博士号の学位を有する方などを採用し、専門のチームを組成して気候変動のテーマに取り組んでいます。これまでも、複数企業との協働による実証実験をスタートさせた案件や、知見を生かしたインパクト評価を行い、その結果を踏まえてお客さまの課題を認識、把握し、当社からソリューションをご提案したこともあります。

今後も、信託銀行として培ってきたナレッジやノウハウと融合させることで、新たなソリューションを生み出していきたいと考えます。

新井 金融包摂についてはどのように考えますか。

高倉 インパクトマテリアリティの中では、金融包摂を重要視しています。金融包摂とは、金融サービスにアクセス

できない人がアクセスできるようにすることを一般的には意味しますが、ご自身でリスクを認識、判断できる投資家の方々が取り組むレベル・範囲の商品について、個人投資家である個人のお客さまが活用できるようにするのも金融包摂の1つだと考えます。たとえば、信託の仕組みを使い、高度な運用技術を規模の小さい年金基金に小口化して提供をしています。また、このナレッジを、ファンドラップや投資信託の形態で個人のお客さまにも提供するという流れを作ってきました。

高齢者の将来世代への資産の承継についても、資産を多く保有する方々が利用するサービスを、多くの方々が利用できるように形を変えて取り組めるようにしていくことが大事ではないかと考えています。



新井 最後に、高倉社長が考える「信託の力」について教えてください。

高倉 信託とは、信託を基礎とするものです。最近では、フィデューシャリーという言葉で表現されることも多くあります。信託銀行の業務は、お客さまから信じて託される、お客さまの想いを実現することです。これこそがフィデューシャリーとしての本分ではないかと考えています。

お客さまの最善の利益を追求し、その結果として、当社も信託銀行グループとして存在し続けるということであり、この順番を間違えてはいけなくと認識しています。

次の100年においても、お客さまの最善の利益を追求し、信託銀行グループとして、専門性に磨きをかけ、お客さまの想いの実現のために、お客さまが期待されている以上に価値のあるソリューションを提供していけるよう、取り組んでいきたいと考えています。

新井 本日はありがとうございました。